

豊明市犯罪被害者等に対する一時避難施設の提供に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊明市犯罪被害者等支援条例（令和6年豊明市条例第号）第11条に規定する居住の安定のための支援として、犯罪被害者等に対し、一時的な緊急避難の場所として利用する施設（以下「一時避難施設」という。）の提供を行う場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）第2条第1項に定める犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に定める犯罪被害者等をいう。ただし、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に定める被害者及び同法第28条の2に定める関係にある相手からの暴力を受けた者を除く。

(対象者)

第3条 一時避難施設提供の対象となる犯罪被害者等は、次の各号のいずれかに該当するものであって、次条に定める資格要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 犯罪等により自己の生命又は身体に危害を受けるおそれのある者
- (2) 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたため、当該住宅に居住することが困難となった者

(資格要件)

第4条 資格要件は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 犯罪等により害を被ったことが客観的に確認できる者であること。
- (2) 市内に居住する者であること。
- (3) 愛知県警察の定める「被害者等の一時避難施設宿泊料公費負担要綱」に基づき、対象者として愛知県警察本部長が認めた者であって、現に公費負担を受けている者であること。

(申込手続等)

第5条 一時避難施設の提供を受けようとする者（以下「利用者」という。）は、犯罪被害者等に対する一時避難施設の提供申込書（別記様式。以下「申込書」という。）を提出しなければならない。

2 市長は、犯罪被害後の状況から、利用者から申込書を徴しがたいと認められるときは、利用者の同意のもと、愛知県公安委員会が指定した犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害者直接支援員等をもって代筆させることができる。
（提供期間）

第6条 一時避難施設の提供期間は、原則1週間以内（6泊7日）とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。
（提供内容）

第7条 一時避難施設の選定は、利用者の希望も考慮の上、市長が行う。

2 一時避難施設の宿泊料は、無償とする。ただし、飲食料その他宿泊料以外の経費は、利用者が負担するものとする。
（提供の停止）

第8条 市長は、次に該当する場合、一時避難施設の提供を停止することができる。

- (1) 宿泊を伴う一時的な避難の必要がなくなったとき、他に適当な避難先が決定したとき又はその他一時避難施設を提供する必要がなくなったとき。
- (2) 正当な理由なく一時避難施設を利用しないとき。
- (3) 一時避難施設を故意に毀損したとき。
- (4) その他犯罪被害者等を支援する上で適当でないと市長が認めるとき。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。